

宮城県警察本部 告示第 3 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月11日

宮城県警察本部

本部長

杉本 伸正



1 聴聞の期日

令和8年4月9日(木)

令和8年4月23日(木)

2 聴聞の場所

宮城県仙台市泉区市名坂字高倉65

宮城県運転免許センター4階 意見の聴取室